

被災された方への支援制度の概要

この冊子は、平成24年5月6日に発生した竜巻によって被災された皆さまへの各種の支援制度の概要をまとめたものです。

この冊子には、平成24年5月18日現在の情報を記載しています。

被災された皆様へ

平成24年5月6日に発生した竜巻によって亡くなられた方の御冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

この竜巻は、市内北部を約7.5キロに渡って横断し、当該地域に甚大な被害をもたらしました。被害地域が限定され、かつ、類を見ないほど大きな被害であることを踏まえ、市としても、災害救助・救援活動に加え、宅地内のガレキの処理、倒壊により公衆に危害を及ぼすおそれのある建物の解体撤去、つくば市竜巻災害支援金制度の創出など、市の取り得る政策手段を最大限に用いて対応しているところです。今後も、地域の皆様や国・県等との更なる連携を図り、被災地の復旧・復興に向け、全力を尽くしてまいります。

平成24年5月21日

つくば市長 市原 健一

つくば市災害対策本部

電話 029(883)1111

目次

1 生活再建資金・見舞金等	1
1-1 被災者生活再建支援制度（支援金）	1
1-2 つくば市竜巻災害支援金	2
1-3 茨城県災害見舞金	3
1-4 つくば市災害弔慰金	3
1-5 つくば市災害障害見舞金	3
1-6 つくば市災害援護資金	3
1-7 母子寡婦福祉資金（県）	4
1-8 住宅の応急修理	4
1-9 生活福祉資金	5
1-10 災害復興住宅融資	6
1-10 勤労者緊急生活支援融資制度	6
2 住宅の提供	7
2-1 公営住宅（県営・市営住宅）	7
2-2 国家公務員住宅	7
3 税金・保険料・公共料金の減免と徴収猶予等	8
3-1 軽自動車税の減免	8
3-2 市県民税の減免	8
3-3 固定資産税の減免	9
3-4 市税の徴収猶予	9
3-5 県税の減免	10
3-6 国民健康保険税の減免	10
3-7 国民健康保険医療費一部負担金の減免	11
3-8 後期高齢者医療保険料の減免	11
3-9 後期高齢者医療費一部負担金の減免	11
3-10 国民年金保険料の免除	12
3-11 介護保険居宅介護サービス費の減免	12
3-12 介護保険料の減免	12
3-13 上下水道料金の減免	13
3-14 建築確認手数料等の免除	13
3-15 開発行為等手数料の免除	13

4 こどもの養育等	14
4-1 つくば市保育所保育料の減免	14
4-2 奨学金の緊急採用受付, 奨学金の減額返還・返還期限猶予の受付	14
4-3 茨城県育英奨学資金等の返還猶予の受付	15
4-4 茨城県育英奨学金(緊急採用)の受付	15
4-5-1 茨城県立医療大学の授業料減免の受付	16
4-5-2 茨城県立看護専門学校授業料免除等の受付	16
4-5-3 茨城県立農業大学校の授業料減免の受付	17
4-5-4 茨城県立産業技術短期大学校・茨城県立産業技術専門学院の 授業料減免の受付	17
4-6 就学援助制度	18
4-7 私立幼稚園就園奨励費補助金	18
4-8 市立幼稚園授業料減免	19
4-9 遠距離通学補助金	19
5 中小企業者等への支援	20
5-1 災害復旧貸付	20
5-2 小規模企業共済災害時即時貸付	20
5-3 既往債務の返済条件緩和等	20
6 農業者への支援	21
6-1 農地災害復旧事業	21
6-2 農業近代化資金の利子助成	21
6-3 スーパーL資金の利子助成	21

1 生活再建資金・見舞金等

制度の名称	1-1 被災者生活再建支援制度（支援金）
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により住宅に半壊以上の被害を受けた市民に対し、支援金を支給します。ただし、半壊の場合は住宅の解体が必要となります。 ●支給額 <ul style="list-style-type: none"> ○住宅が全壊した世帯 支給額:最高300万円 ○住宅が大規模半壊または半壊し、解体した世帯 支給額:最高300万円 ○住宅が大規模半壊した世帯 支給額:最高250万円 ●申請期間 <ul style="list-style-type: none"> ①基礎支援金 平成25年6月5日まで(13か月以内) ②加算支援金 平成27年6月5日まで(37か月以内)
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が大規模半壊または半壊し、解体した世帯 ③住宅が大規模半壊した世帯
詳細内容等	<ul style="list-style-type: none"> ●添付書類 リ災証明書など 注)振込先は、世帯主となりますので世帯主の通帳をご持参ください。(カード不可) ※詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市保健福祉部社会福祉課 電話:029-883-1111(内)2140・2121

制度の名称	1-2つくば市竜巻災害支援金
支援の種類	給付
支援の内容	<p>●つくば市民で竜巻災害により、生活の本拠である住宅が損害を受けた世帯、死亡または負傷し入院をした方のいる世帯に対し、見舞金等を支給します。</p> <p>●住家被災 (持家の方) 全壊:見舞金50万円 生活準備金20万円 大規模半壊:見舞金25万円 生活準備金20万円 半壊:見舞金25万円 生活準備金10万円 一部損壊(損害程度10%~20%未満):見舞金20万円 一部損壊(損害程度5%~10%未満):見舞金5万円 一部損壊(損害程度1%~5%未満):見舞金1万円</p> <p>(借家の方) 全壊:生活準備金20万円 大規模半壊:生活準備金20万円 半壊(解体あり):生活準備金10万円 半壊(解体なし):見舞金12万5千円 生活準備金10万円 一部損壊(損害程度10%~20%未満):見舞金10万円 一部損壊(損害程度5%~10%未満):見舞金2万5千円 一部損壊(損害程度1%~5%未満):見舞金5千円</p> <p>●人的被災 死亡:50万円 入院1か月以上:10万円 入院1か月未満:5万円</p>
対象となる方	<p>●平成24年5月6日現在、つくば市に住民登録(または外国人登録)されている方で、現に居住していた住宅が以下の被災を受けた世帯 住宅が全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊した世帯</p> <p>●平成24年5月6日現在、つくば市に住民登録(または外国人登録)されている方で、今回の竜巻が原因で死亡された方のご遺族、または負傷により入院された方</p>
詳細内容等	<p>●添付書類 住宅被災 り災証明書、申請者(世帯主)の振込金融機関、口座のわかるもの、印鑑 人的被災 入院期間のわかる医療機関の証明書(領収書、明細書など)、申請者(世帯主)の振込金融機関、口座のわかるもの、印鑑 ※震災を原因とする入院に限ります。</p>
問い合わせ先	つくば市保健福祉部社会福祉課 電話:029-883-1111(内)2140・2121

制度の名称	1-3 茨城県災害見舞金
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●県内にお住まいの方で今回の竜巻等により、住家被害が大規模半壊又は半壊の「り災証明」の発行を受けた方に対し、見舞金を支給します。 ●支給額 1世帯当たり3万円
対象となる方	●住宅が大規模半壊又は半壊した世帯
詳細内容等	●添付書類 り災証明書など ※詳細についてはお問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市保健福祉部社会福祉課 電話:029-883-1111(内)2140・2121

制度の名称	1-4,5,6つくば市災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金
支援の種類	給付, 貸付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●つくば市災害弔慰金支給等条例に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民のご遺族に対する災害弔慰金の支給や、身体及び精神に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び、一定以上の被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行います。 ●災害弔慰金(支給額) 生計維持者が死亡 500万円 生計維持者以外の方が死亡 250万円 ●災害障害見舞金(支給額) 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円 生計維持者以外の方が重度の障害を受けた場合 125万円 ●災害援護資金(貸付) 被害程度により最大350万円まで
対象となる方	<p>【災害弔慰金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族 ●支給の範囲・順位 ①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母 <p>【災害障害見舞金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重度障害の基準 (1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの <p>【災害援護資金(貸付)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●世帯主が1か月以上の負傷をされた世帯、住宅の半壊以上、家財の被害が1/3以上 ●申請期間 平成24年8月31日まで
詳細内容等	詳細条件・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市保健福祉部社会福祉課 電話:029-883-1111(内)2140・2121

制度の名称	1-7 母子寡婦福祉資金(県)
支援の種類	貸付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害復旧に必要な住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築した場合にご利用できます。 ●貸付条件 貸付金額 200万円以内 貸付利率 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5% 償還期間 7年以内
対象となる方	●母子家庭の母、寡婦
詳細内容等	<ul style="list-style-type: none"> ●添付書類 詳細は、下記にお問い合わせください。
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ●県南県民センター 電話:029-825-2035 ●県北県民センター 電話:0294-80-3321 ●鹿行県民センター 電話:0291-33-6264 ●県西県民センター 電話:0296-24-9156 ●福祉相談センター 電話:029-226-1513

制度の名称	1-8 住宅の応急修理
支援の種類	現物給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅の応急修理は竜巻により住宅が半壊し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を災害救助法に基づき応急的に修理します。 ●応急修理は、市が直接業者と契約して実施します。 ●修理限度額は1世帯あたり52万円です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 ①竜巻により住宅が半壊以上の被害を受けた方 ②修理した住宅での生活が可能となると見込まれる方 ③所得要件を満たす方
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市都市建設部営繕・住宅課 電話:029-883-1111(内)3360、3361

制度の名称	1-9 生活福祉資金
支援の種類	貸付
支援の内容	<p>●低所得者・障害者または高齢者に対し、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう、資金の貸付と必要な相談支援を行います。</p> <p>●資金の種類 一部損壊した住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 《貸付の上限額》250万円 災害を受けたことにより臨時に必要な費用(家財道具購入等) 《貸付の上限額》150万円</p> <p>●基準 6か月据置き、7年償還(最長) 利子 連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%</p> <p>※この他、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは社会福祉協議会に、ご相談ください。</p>
対象となる方	<p>『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金が利用できない方</p> <p>●低所得世帯(収入基準有り)、障害者世帯(収入基準無し)、高齢者世帯(4人世帯で概ね年収600万円程度/日常介護を要する状態)</p> <p>●高齢者世帯を除き、借受人(生計中心者)の年齢は65歳以下の方が対象です。</p> <p>●り災証明・被災状況が分かる家屋の写真が必要</p>
詳細内容等	貸付の相談・詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会 電話:029-879-5500

制度の名称	1-10 災害復興住宅融資
支援の種類	貸付
支援の内容	<p>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、ご自分が居住するための住宅を建設、購入若しくは補修する方がご利用できます。</p> <p>【建設・新築購入】 基本融資額:建設資金1460万円,土地取得資金970万円,整地資金390万円 利率:年1.58%(平成24年5月7日現在) 償還期間:木造25年以内,耐火・準耐火35年以内</p> <p>【補修】 基本融資額:補修資金640万円,引方移転資金390万円,整地資金390万円 利率:年1.58%(平成24年5月7日現在) 償還期間:20年以内</p>
対象となる方	<p>【建設・新築購入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害により被害が生じた住宅の所有者で、り災証明書の発行を受けた者 ・自ら居住するために住宅を建設・購入する者 <p>【補修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害により被害が生じた住宅の所有者で、10万円以上の被害を受け、り災証明書の発行を受けた者 ・自ら居住するために住宅を補修する者 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総返済負担率が次の場合 総返済負担率＝自動車ローンなどの他のローンを含めた総返済額／年収 年収400万円未満:30%, 年収400万円以上:35%未満
詳細内容等	<p>詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。 制度の詳細は、http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/saigai.html</p>
問い合わせ先	住宅金融支援機構相談窓口 電話:0120-086-353, 048-615-0420

制度の名称	1-11 勤労者緊急生活支援融資制度
支援の種類	融資
支援の内容	<p>●竜巻等災害を受けたことにより必要となる経費を貸し付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金額 100万円以内 ・貸付利率 年1.7%(別途保証料年0.7%有り) ・償還期間 5年以内 <p>●申込み 中央労働金庫茨城県内の各支店</p>
対象となる方	<p>以下のすべてを満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県内に1年以上居住又は勤務している勤労者 ●現在の勤務先に勤続1年以上で安定した年収(前年税込年収)が150万円以上ある方 ●中央労働金庫の取扱い基準並びに指定する保証機関(日本労働者信用基金協会)の保証基準を満たす方
詳細内容等	<p>詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。</p>
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ●中央労働金庫茨城県内の各支店 ●茨城県商工労働部労働政策課 電話:029-301-3640

2 住宅の提供

制度の名称	2-1 公営住宅(県営・市営住宅)
支援の種類	公営住宅の提供(家賃のみ無償)
支援の内容	<p>●平成24年5月6日に発生した竜巻により被災され、住宅を希望される方に県営・市営住宅を提供いたします。</p> <p>県営：(仮入居)桜地区4戸、谷田部地区23戸 つくば市外61戸 …計88戸</p> <p>市営：(仮入居)筑波地区4戸、大穂地区1戸、谷田部地区2戸 …計7戸 (一般入居)筑波地区4戸、豊里地区3戸、谷田部地区5地区 …計12戸 合計107戸</p> <p>●使用料及び使用期間 使用料：無料 使用期間：6か月(実情に応じて6か月の延長有)最長1年</p> <p>●受付 現地災害対策本部においても、受付を行っています。</p>
対象となる方	平成24年5月6日に発生した竜巻により、住宅が全壊または半壊の「り災証明書」が発行され、住宅に困窮している方
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市都市建設部営繕・住宅課 電話:029-883-1111(内)3380

制度の名称	2-2 国家公務員住宅
支援の種類	国有財産法第22条による提供(家賃のみ無償)
支援の内容	<p>●平成24年5月6日に発生した竜巻により被災され、住宅を希望される方に国家公務員住宅を提供いたします。</p> <p>国家公務員住宅:竹園地区ほか 世帯用…約330戸 単身用…約100戸 合計約430戸</p> <p>●使用料及び使用期間 使用料：無料 使用期間：6か月(実情に応じて6か月の延長有)最長1年</p> <p>●受付 現地災害対策本部においても、受付を行っています。</p>
対象となる方	平成24年5月6日に発生した竜巻により、住宅が全壊または半壊の「り災証明書」が発行され、住宅に困窮している方
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市都市建設部営繕・住宅課 電話:029-883-1111(内)3380

3 税金・保険料・公共料金の減免・徴収猶予等

制度の名称	3-1 軽自動車税の減免等
支援の種類	減免等
支援の内容	●竜巻により被害を受けた軽自動車等(原動機付自転車, 農耕作業用車両等を含む。)で, 使用できなくなったものについては, 軽自動車税の減免を受けることができます。
申請受付期日	●平成24年5月18日(金)から24日(木)まで 受付時間: 9時から16時30分まで ※土・日を除く。
申請受付場所	●つくば市筑波窓口センター内 ◎上記日時以外でも平成24年5月24日(木)までの期間は, 市役所市民税課において申請を受け付けています。 受付時間: 8時30分～17時15分 ※土・日を除く。
申請に必要なもの	●車両が使用できなくなったことがわかる写真等, 印鑑, 納税通知書, 軽自動車検査証, 運転免許証等の身分証明書 (原動機付自転車, 農耕作業用車両等の場合は, ナンバーを返却願います。) ※車両の損壊等により, 軽自動車検査証等の申請に必要なものがそろわない場合は, 事前に御相談願います。
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については, お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市財務部市民税課 電話: 029-883-1111(内)2820

制度の名称	3-2 市県民税の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●竜巻により被災された方が平成24年度市県民税の減免を受けることができます。
減免の条件	●市県民税が課税されている方が所有し, 常時居住する家屋で, つくば市のり災調査の判定結果が「半壊」以上のもの。 合計所得金額が1,000万円以下の方が対象となります。 ※共有名義の場合は, そのうちの一名が対象です。 所有者の所得が38万円以下のときは, 同一住所地に居住する親族より一名が対象です。
減免税額	●第1期納期限(平成24年7月2日)より減免の対象となります。 所得額・損害の程度により段階的に減免されます。
申請期限	●平成24年6月25日(第1期納期限の7日前)まで
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については, お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市財務部市民税課 電話: 029-883-1111(内)2833

制度の名称	3-3 固定資産税の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●竜巻により被災した固定資産に係る平成24年度固定資産税及び都市計画税の減免を受けることができます。
減免の条件	●家屋の場合、課税されている家屋で、つくば市のり災調査における判定結果が「半壊」以上のもの。 ただし、災害の発生が第1期納期限(平成24年5月1日)後のため減免の対象は第2期分以降となります。 第2期分(納期限H24.7.31)、第3期分(納期限H24.12.25)、第4期分(納期限H25.2.28)が減免対象となります。
減免税額	●家屋の場合、つくば市のり災調査における判定結果及び損害割合により、段階的に減免されます。減免率は40%～100%です。
申請期限	●第4期納期限H25.2.28が最終申請期限
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市財務部資産税課 電話:029-883-1111(内)2710

制度の名称	3-4 市税の徴収猶予
支援の種類	徴収猶予
支援の内容	●財産に被害を受けた方で、市税を納付することが困難な方に対して1年以内(事情によっては更に1年)の範囲で納税を猶予します。 ※市税の減免ではありません。
猶予の条件	●納税者等がその財産につき、震災、風水害、火災等で被害を受け、または盗難にあったとき ●納税者等または生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき ●納税者等がその事業を廃止し、または休止したとき ●納税者等がその事業につき著しい損害を受けたとき ●その他上記に類する事実があったとき
申請期限	●平成25年3月31日まで
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市財務部納税課 電話:029-883-1111(内線)2902

制度の名称	3-5 県税の減免等
支援の種類	減免等
支援の内容	<p>1 県税の減免 損害の程度により、税額の一部又は全部が減免となる場合があります。</p> <p>①自動車税 損害を受けた自動車を修理し引き続き使用する場合に年税額の1/2を免除</p> <p>②不動産取得税 1年以内に取得した家屋が半壊以上の場合に損害の程度に応じて免除</p> <p>③個人事業税 事業用資産等に大きな損害を受けた場合に損害の程度に応じて免除</p> <p>2 徴収の猶予(対象:全税目) 1年以内(事情により2年以内)の範囲で徴収を猶予</p> <p>3 申告等の期限の延長(対象:全税目) 2ヶ月以内の範囲で申告等の期限を延長</p> <p>※ 1~3の手続方法 り災証明等必要書類を添えて県税事務所に申請</p>
対象となる方	<p>今回の竜巻等により財産等に損害を被った場合で次のいずれかに当てはまる方</p> <p>1 自動車・住宅・事業用資産等に一定規模以上の被害を受けられた方 2 一度に県税を納めることができない方 3 期限までに申告等ができない方</p>
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	土浦県税事務所 (つくば市管轄) 029-822-7176

制度の名称	3-6 国民健康保険税の減免
支援の種類	減免
支援の内容	<p>●国民健康保険税の全部又は一部を減免します。</p> <p>●減免の内容 住宅の全壊 国民健康保険税の全額を免除 住宅の半壊 国民健康保険税の10分の8を減額</p>
対象となる方	●つくば市国民健康保険被保険者が居住する居宅が、竜巻災害で全壊又は半壊とつくば市により判定された世帯
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市保健福祉部国保年金課 電話:029-883-1111(内)1460

制度の名称	3-7 国民健康保険医療費一部負担金の減免
支援の種類	減免
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関で受診されたときに支払う医療費の全部又は一部を減免します。 ●減免の内容 <ul style="list-style-type: none"> 住宅の全壊・半壊の場合 医療費の全額を免除 家財等の全壊・半壊の場合 前年所得により段階的に減免
対象となる方	●つくば市国民健康保険被保険者で、竜巻災害で居住する住宅等が全壊又は半壊とつくば市により判定された方
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市保健福祉部国保年金課 電話:029-883-1111(内)1410

制度の名称	3-8 後期高齢者医療保険料の減免
支援の種類	減免
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者医療保険料の全部又は一部を減免します。 ●減免内容 <ul style="list-style-type: none"> 住宅の全壊 後期高齢者医療保険料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 合計所得500万円以下の場合 全部 合計所得500万円以上750万円以下の場合 2分の1 合計所得750万円以上1,000万円以下の場合 4分の1 住宅の半壊 後期高齢者医療保険料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 合計所得500万円以下の場合 2分の1 合計所得500万円以上750万円以下の場合 4分の1 合計所得750万円以上1,000万円以下の場合 8分の1 <p>※現在、茨城県後期高齢者医療広域連合と協議中</p>
対象となる方	●後期高齢者医療被保険者又はその方の属する世帯の世帯主が居住する住宅が、竜巻災害にて全壊又は半壊とつくば市により判定された被保険者
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市保健福祉部国保年金課 電話:029-883-1111(内)1430

制度の名称	3-9 後期高齢者医療医療費一部負担金の減免
支援の種類	減免
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関で受診されたときに支払う医療費の全部又は一部を減免します。 ●減免内容 <ul style="list-style-type: none"> 住宅の全壊 後期高齢者医療保険料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 合計所得500万円以下の場合 全部 合計所得500万円以上750万円以下の場合 2分の1 合計所得750万円以上1,000万円以下の場合 4分の1 住宅の半壊 後期高齢者医療保険料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 合計所得500万円以下の場合 2分の1 合計所得500万円以上750万円以下の場合 4分の1 合計所得750万円以上1,000万円以下の場合 8分の1 <p>※現在、茨城県後期高齢者医療広域連合と協議中</p>
対象となる方	●後期高齢者医療被保険者又はその者の属する世帯の世帯主が居住する住宅が、竜巻災害で全壊又は半壊とつくば市により判定された被保険者
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市保健福祉部国保年金課 電話:029-883-1111(内)1430

制度の名称	3-10 国民年金保険料の免除
支援の種類	免除
支援の内容	●国民年金保険料の免除を行います。ただし、免除承認期間は、保険料納付の2分の1としてしか老齢基礎年金額に反映されません。
対象となる方	●竜巻災害に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた被保険者
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市保健福祉部国保年金課 電話:029-883-1111(内)1470

制度の名称	3-11 介護保険居宅介護サービス費の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●つくば市介護保険居宅介護サービス費等の額の特例に関する運用基準に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により被災した市民に対して介護保険居宅介護サービス費等の減免を行います。 ●介護保険居宅介護サービス費等の減免率は以下のとおりです。 罹災証明判定結果が半壊以上の市民 給付率 100/100
対象となる方	●被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持するものが、住宅・家財及びその他の財産の損害金額(保険金等により損害が補填されるときは、その補填されるべき額を控除した額をいう。)がその損害を受けた住宅・家財及びその他の財産の価格の100分の50以上である場合が対象となります。
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市保健福祉部高齢福祉課 電話:029-883-1111(内)1250

制度の名称	3-12 介護保険料の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●震災・風水害・火災その他これらに類する災害等により、住宅・家財及びその他の財産について甚大な損失を被った場合、申請により介護保険料が減免される場合があります。
対象となる方	●減免の対象となる方 被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持するものが、住宅・家財及びその他の財産の損害金額(保険金等により損害が補填されるときは、その補填されるべき額を控除した額をいう。)がその損害を受けた住宅・家財及びその他の財産の価格の100分の50以上である場合が対象となります。
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市保健福祉部高齢福祉課 電話:029-883-1111(内)1260

制度の名称	3-13 上下水道料金の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●竜巻により被災された方の、上下水道料金の基本料金を減免いたします。 平成24年5-6月分が対象となります。
対象となる方	●減免の対象となる方 つくば市のり災調査により、住宅が全壊又は半壊と判定された方
詳細内容等	手続き等については、上下水道部業務課がつくば市のり災調査における判定結果に基づき行いますので、申請等の必要はありません。
問い合わせ先	つくば市水道お客様センター 電話:029-851-2811

制度の名称	3-14 建築確認手数料等の免除
支援の種類	手数料の免除
支援の内容	●建築確認、検査、許可及び認定並びに長期優良住宅認定を受ける場合(つくば市に申請する場合のみ該当)に、手数料を免除します。
免除の条件	●市が発行するり災証明により「半壊」以上と判定された一戸建ての住宅(店舗等兼ねる場合は住宅部分の延べ面積が2分の1以上) ●当該災害を受けた日から起算して1年以内にその工事に着手するもの
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市都市建設部建築指導課 電話:029-883-1111(内)3110

制度の名称	3-15 開発行為等手数料の免除
支援の種類	手数料の免除
支援の内容	●開発行為等の手数料を免除します。
免除の条件	●災害により一戸建ての住宅が滅失又は破損(半壊以上の被害程度)をしたため、滅失又は破損した住宅に代わる住宅の建築をする場合、災害を受けた日から起算して1年以内にその工事に着手するもの
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市都市建設部開発指導課 電話:029-883-1111(内線)3212

4 こどもの養育等

制度の名称	4-1 つくば市保育所保育料の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●つくば市立保育所条例及びつくば市保育所保育料徴収規則に基づき、本人及びその扶養義務者が自然災害等不慮の災害により保育料の納付に著しい影響をもたらしたときは、保育料を負担する資力がないと認め、その負担することができないと認める額を限度としてその保育料の全部または一部の免除を行います。
対象となる方	●認可保育所に入所している児童の保護者
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	つくば市保健福祉部こども課 電話:029-883-1111(内)1530

制度の名称	4-2 奨学金の緊急採用受付, 奨学金の減額返還・返還期限猶予の受付
支援の種類	貸付
支援の内容	<p>●緊急採用奨学金の受付 災害により家計が急変したことにより奨学金を希望する学生等について、在学する学校より、該当者全員の推薦を受け付けます。 (1)奨学金の種類 : 第一種奨学金(無利息), 第二種奨学金(利息付) (2)対象の学校種別 : 大学・短大・高専・専修学校(専門課程)・大学院 (3)申込先 : 在学している学校</p> <p>●減額返還・返還期限猶予の受付 災害により奨学金の返還が困難になった方について、奨学金の減額返済・返済期限猶予の申請を受け付けます。 「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」の提出が必要となります。</p>
対象となる方	災害救助法の適用地域: つくば市, 常陸大宮市, 筑西市, 桜川市, 真岡市, 茂木町, 益子町
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	<p>●緊急採用奨学金申込みにつて: 在学している学校</p> <p>●減額返還・返還期間猶予について: 独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金返還相談センター 0570-03-7240</p>

制度の名称	4-3 茨城県育英奨学資金等の返還猶予の受付
支援の種類	返還猶予
支援の内容	<p>●奨学資金等の返還猶予の受付</p> <p>茨城県育英奨学資金等の貸与を受けていた方の、奨学資金の返還猶予を受け付けます。</p> <p>(1)返還猶予期間 :1年以内で、県が必要と認める期間</p> <p>(2)適用条件 :罹災証明を受けた方</p> <p>(3)申込先 :茨城県教育庁高校教育課</p>
対象となる方	茨城県育英奨学資金等の貸与を受けていた方で、罹災証明を受けた方
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	●茨城県教育庁高校教育課 029-301-5245

制度の名称	4-4 茨城県育英奨学金(緊急採用)の受付
支援の種類	貸付
支援の内容	<p>●緊急採用奨学金の受付</p> <p>竜巻等により家計が急変した世帯の高校生を対象に、奨学金を受け付けます。 ※但し、県の奨学金を受けている場合を除く。</p> <p>(1)奨学金の種類 :貸与</p> <p>(2)貸与金額 :国公立に在学する高校生 自宅 18,000円 それ以外 23,000円 私立に在学する高校生 自宅 30,000円 それ以外 35,000円</p> <p>(3)申込先 :茨城県教育庁高校教育課</p> <p>●償還期間 10年</p>
対象となる方	竜巻等により家計が急変した世帯の高校生
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	●茨城県教育庁高校教育課 029-301-5245

制度の名称	4-5-1 茨城県立医療大学の授業料減免の受付
支援の種類	減免
支援の内容	<p>●授業料の減免の受付 竜巻等の災害により損害を受け、授業料の納付が困難であると認められる方の減免を受け付けます。</p> <p>(1)授業料の減免 : 全部又は一部を免除</p> <p>(2)適用条件 : 罹災証明を受けた方で、家計基準・学力基準の要件を満たす方</p> <p>(3)申込先 : 茨城県立医療大学</p>
対象となる方	茨城県立医療大学在籍学生で竜巻等の災害により損害を受けた方
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	<p>●茨城県立医療大学教務課 学生係 029-840-2108</p>

制度の名称	4-5-2 茨城県立看護専門学校の授業料免除等の受付
支援の内容	免除
支援の内容	<p>●授業料の免除の受付 竜巻等の災害により損害を受け授業料の納付が困難であると認められる方の、免除を受け付けます。</p> <p>(1)授業料の免除 : 全部又は一部を免除</p> <p>(2)適用条件 : 災害により住宅等に、著しく損害を受けた方</p> <p>(3)申込先 : 茨城県立中央看護専門学校, 茨城県立つくば看護専門学校</p>
対象となる方	茨城県立看護専門学校の在籍学生で、竜巻等の災害により損害を受けた方
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	<p>●茨城県立中央看護専門学校 0296-77-0533</p> <p>●茨城県立つくば看護専門学校 029-852-3515</p>

制度の名称	4-5-3 茨城県立農業大学校の授業料減免の受付
支援の種類	減免
支援の内容	<p>●授業料の減免の受付 竜巻・降雹により著しく損害を受け、授業料の納付が困難であると認められる方の、減免を受け付けます。</p> <p>(1)授業料の減免 :全部又は一部を免除</p> <p>(2)適用条件 :竜巻・降雹により著しく損害を受け方</p> <p>(3)申込先 :茨城県立農業大学校</p>
対象となる方	茨城県立農業大学校の在籍生で、竜巻・降雹により著しく損害を受け、授業料の納付が困難であると認められる方
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	●茨城県立農業大学校 029-292-0010

制度の名称	4-5-4 茨城県立産業技術短期大学校・茨城県立産業技術専門学院の授業料減免の受付
支援の種類	減免
支援の内容	<p>●授業料の減免の受付 竜巻等の災害を受けたことにより、著しく生活困難となったと認められる方の、減免を受け付けます。</p> <p>(1)授業料の減免 :全部又は一部を免除</p> <p>(2)適用条件 :竜巻等の災害を受けたことにより、著しく生活困難となったと認められる方</p> <p>(3)申込先 :茨城県立産業技術短期大学校 茨城県立産業技術専門学院</p>
対象となる方	茨城県立産業技術短期大学校・茨城県立産業技術専門学院の在籍生で、竜巻等の災害を受けたことにより、著しく生活困難となったと認められる方
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	<p>●在籍する茨城県立産業技術短期大学校</p> <p>●在籍する茨城県立産業技術専門学院</p>

制度の名称	4-6 就学援助制度(準要保護児童生徒)
支援の種類	補助金
支援の内容	<p>●つくば市立小中学校児童生徒の保護者に就学費用の一部を支給</p> <p>(1)申込先 在学している学校に申請書を提出</p> <p>(2)支給費目 学用品・通学用品費, 校外活動費, 新入生学用品費, 修学旅行費, トレシャツ費, 医療費(う歯など限られた疾病のみ)</p> <p>(3)おおよその支給額 小学校は6~8万円程度, 中学校は8~15万円程度(年額) ※金額は学年によって異なります。</p>
対象となる方	竜巻による被害を受けたつくば市立小中学校に在学する児童生徒の保護者
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については, お問い合わせください。
お問い合わせ	つくば市教育委員会事務局学務課支援係 029-883-1111 内線4760

制度の名称	4-7 私立幼稚園就園奨励費補助金
支援の種類	補助金
支援の内容	<p>●つくば市に住所を有し私立幼稚園(認可を受けた)に幼児を就園させている家庭に対して, 就園費用の一部を支給</p> <p>(1)申込先 在園している幼稚園又は教育委員会事務局学務課</p> <p>(2)支給額 49,800円(兄弟等が幼稚園から小学校3年生までにいる場合は, 支給額は増額します)</p> <p>(3)支給時期 平成25年3月下旬</p>
対象となる方	竜巻による被害を受けた私立幼稚園(認可を受けた)に幼児を就園させている家庭(ただし, つくば市に住所を有する者)
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については, お問い合わせください。
お問い合わせ	つくば市教育委員会事務局学務課支援係 029-883-1111 内線4760

制度の名称	4-8 市立幼稚園授業料減額
支援の種類	授業料の減額
支援の内容	<p>●つくば市立幼稚園に就園する園児の保護者の授業料を減額する</p> <p>(1)申込先 在園している幼稚園</p> <p>(2)減額される額 20,000円(ただし、兄弟等が幼稚園から小学校3年生までにいる場合は、減額される額は大きくなります)</p> <p>(3)減額開始月 平成24年9月分から</p>
対象となる方	竜巻による被害を受けたつくば市立幼稚園に在園する園児の保護者
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
お問い合わせ	つくば市教育委員会事務局学務課支援係 029-883-1111 内線4760

制度の名称	4-9 遠距離通学費補助金
支援の種類	補助金
支援の内容	<p>●遠距離通学(片道小学校4km, 中学校6kmを超える)をする小中学校の児童生徒の保護者に通学費用の一部を支給</p> <p>(1)申込先 在学している学校</p> <p>(3)支給額 月額1,000円程度</p> <p>(4)支給時期 平成25年3月上旬</p>
対象となる方	竜巻により一時的に避難をし、その避難先からつくば市立小中学校への通学が遠距離通学となる児童生徒の保護者
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
お問い合わせ	つくば市教育委員会事務局学務課支援係 029-883-1111 内線4760

5 中小企業者等への支援

制度の名称	5-1 災害復旧貸付
支援の種類	貸付等
支援の内容	●災害復旧のための設備資金及び長期運転資金
対象となる方	災害により被害を被った中小企業者等
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	●(株)日本政策金融公庫土浦支店 029-822-4141

制度の名称	5-2 小規模企業共済災害時即時貸付
支援の種類	貸付等
支援の内容	●小規模企業共済の契約者を対象に災害時貸付
対象となる方	小規模企業共済の契約者で災害により被害を被った者
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	●(株)商工組合中央金庫水戸支店 029-225-5151

制度の名称	5-3 既往債務の返済条件緩和等
支援の種類	貸付等
支援の内容	取引先の金融機関にお問い合わせください。
対象となる方	災害により被害を被った中小企業者等
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
問い合わせ先	●茨城県信用保証協会 029-224-7811

6 農業者への支援

制度の名称	6-1 農地災害復旧事業
制度の種類	国庫補助
支援の内容	●一般的な除去作業では、撤去出来ない飛散物(ガラス等)によって、農地としての機能を喪失させる被害の復旧工事 国:50%(農地負担額が8万円を超えた場合増高あり)
対象となる方	●農業者
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
お問い合わせ	つくば市経済部土地改良課 電話:029-883-1111(内)4310

制度の名称	6-2 農業近代化資金
制度の種類	利子助成
支援の内容	●資本整備の高度化及び経営の近代化等に資するため必要な資金を、農協等の金融機関から融資を受けた農業者に対し、県の利子助成に市が2%以内の上乗せ助成を行います。
対象となる方	●農業者
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
お問い合わせ	農協等の金融機関

制度の名称	6-3 スーパーL資金
制度の種類	利子助成
支援の内容	●農業経営基盤強化法に基づいた経営の改善や規模の拡大等に必要な融資を受けた認定農業者に対し、実質的な金利負担が1%になるよう県及び市が利子助成を行います。
対象となる方	●認定農業者
詳細内容等	詳細内容・手続き・必要書類等については、お問い合わせください。
お問い合わせ	日本政策金融公庫水戸支店農林水産事業(Tel0120-926-427) 又は農協等の金融機関